

公 示 日 : 2023 年 1 月 11 日 (水)

調達管理番号 : 22a00798

国 名 : ザンビア

担 当 部 署 : 経済開発部農業・農村開発第二グループ第五チーム

調 達 件 名 : ザンビア国大豆生産技術向上【有償勘定技術支援】

適用される契約約款 :

・「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

## 1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 大豆生産技術向上
- (2) 格 付 : 3号
- (3) 業務の種類 : 専門家業務

## 2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2023 年 2 月中旬から 2025 年 7 月下旬
- (2) 業務人月 : 現地 6.67 人月、国内 1.40 人月、合計 8.07 人月
- (3) 業務日数 :

- ・ 第 1 次 国内準備 2 日、現地業務 45 日、国内整理 3 日
- ・ 第 2 次 国内準備 2 日、現地業務 30 日、国内整理 8 日
- ・ 第 3 次 国内準備 1 日、現地業務 45 日、国内整理 2 日
- ・ 第 4 次 国内準備 1 日、現地業務 30 日、国内整理 2 日
- ・ 第 5 次 国内準備 1 日、現地業務 30 日、国内整理 2 日
- ・ 第 6 次 国内準備 1 日、現地業務 20 日、国内整理 3 日

本業務においては複数回の渡航により業務を実施することを想定しており、第 1 次派遣を除いては具体的な調査業務日程は提案が可能です。現地業務期間等の具体的条件については、「10. 特記事項」を参照願います。

### (4) 前金払の制限

本契約については、契約履行期限が 12 ヶ月を越えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については分別して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(1)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきまし

ては、契約交渉の場で確認させていただきます。

- 1) 第1回（契約締結後）：契約金額の16%を限度とする。
- 2) 第2回（契約締結後13ヵ月以降）：契約金額の16%を限度とする。
- 3) 第3回（契約締結後25ヵ月以降）：契約金額の8%を限度とする。

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：2023年1月25日（水）（12時まで）
- (4) 提出方法：電子データのみ
  - 専用アドレス（[e-propo@jica.go.jp](mailto:e-propo@jica.go.jp)）

- ◇ 提出方法等の詳細についてはJICAホームページ内の以下をご覧ください。  
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」の「別添資料11 業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

電子メールでの提出時、機構より自動配信にて【受信完了のご連絡】メールが届きます。宛先のアドレス間違いもなく自動配信メールが届かない場合には、提出期限（時刻）までにその旨をお電話で03-5226-6608まで必ずご連絡くださいますようお願い致します。提出期限までにご連絡がなく、機構がプロポーザルを受信できていなかった場合は、該当のプロポーザルは評価対象と致しかねます。

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出5営業日前までに所定の競争参加資格申請書の提出が必要です。

- ◇ 評価結果の通知：2023年2月3日（金）までに個別通知  
提出されたプロポーザルをJICAで評価・選考の上、契約交渉順位を決定

### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
  - ① 業務実施の基本方針 16点
  - ② 業務実施上のバックアップ体制 4点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
  - ① 類似業務の経験 40点
  - ② 対象国・地域での業務経験 8点

- ③ 語学力 16 点  
 ④ その他学位、資格等 16 点  
 (計 100 点)

類似業務経験の分野	大豆及び畑作物生産に係る各種業務
対象国及び類似地域	ザンビア及び全途上国
語学の種類	英語

※語学の証明書に関しまして、TOEIC の IP テストによるスコアレポートも可とした暫定運用は 2022 年 9 月末にて終了していますので、ご注意ください。なお、CASEC や JICA 専門家検定による認定書は、従来より認定の対象外となっていますので、提出（添付）いただく必要はありません。

(詳細 : [https://www.jica.go.jp/announce/information/20220118\\_02.html](https://www.jica.go.jp/announce/information/20220118_02.html))

## 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等 : 特になし  
 (2) 必要予防接種 : 特になし

## 6. 業務の背景

ザンビア共和国（以下、「ザンビア」という。）は国土の約 6 割が耕作可能で、労働人口の約 50%（2019 年、世銀）が農業に従事しているものの、生産性が低いため GDP に占める農業の割合は 3.0%（2021 年、世銀）に過ぎず、農業生産における生産性向上<sup>1</sup>に加えて、流通・加工分野を含めたバリューチェーン強化による産業全体としての高付加価値化の余地が大きい。

かかる状況下、農業セクターの付加価値向上は、ザンビア政府の開発政策において重要な位置づけとなっている。ザンビア政府は、「第 8 次国家開発計画（2022-2026）」及び「第 2 次国家農業政策（2016-2030）」において、農業を経済成長の柱とするべく、主食のメイズ偏重から脱し、作物生産の多様化・高付加価値化を掲げ、農家の生計向上、農業の付加価値向上を戦略としている。

なおザンビアにおいて、大豆は生産面積、生産量共にメイズに次ぐ作物で、2022 年の予想生産量は約 47 万 t とされており、過去 10 年間で 2 倍以上に増加している。生産量が増えている主な背景として、搾油、家畜用飼料（近隣国への輸出含）、食品加工等需要が拡大していること、また国内消費量の増加に伴う市場価格の高騰により、近年は多くの新規農家が大豆生産に参入していることが影響している。他方、生産技術の低い小規模農家が大豆生産面積を増加させたことにより、国全体と

<sup>1</sup> 世界銀行 World Development Indicators 1人当たり農業付加価値 : ザンビア519米ドル、SSA平均 1,617米ドル、全世界平均 3,501米ドル (Agriculture value added per worker (constant 2010 US\$), 2019)

しての平均収量は 2011 年から 2018 年にかけて約 2 分の 1 に減少しており（約 2.4t/ha→約 1.2t/ha）、小規模農家の生産性向上が課題となっている。

本事業は、同国において大豆の調達・加工・販売を行う ETC グループ（ETG<sup>2</sup>）の Parrogate<sup>3</sup>社を対象とした、大豆農家向けの適正技術の開発、栽培技術・普及マニュアルの策定、同社普及員による普及活動の改善を通して、大豆農家の生産性向上、ひいては生計向上を支援するものである。Parrogate 社は、これまでザンビアにおいて綿の生産を中心に小規模農家と契約栽培を行ってきたものの、近年の綿の需要低下に伴い、既存の農家基盤を活用しつつ、大豆の生産農家を拡大する計画を有している。大豆農家を拡大する際には、自然環境に配慮しつつ生産性を向上させるために、大豆を含めた 4 作物<sup>4</sup> の輪作体系に基づく営農技術を活用することが推奨されている。なお、同計画は Enterprise Zambia Challenge Fund (EZCF)<sup>5</sup>による採択が見込まれており、本業務ではこの外部資金を有効活用しつつ活動を展開することが期待される。なお、ETG は、ETG 農家基金 (ETG Farmers Foundation: EFF) を有している。EFF はザンビアの小規模農家支援のために活動しており、本事業との連携も期待される。

現在同国で JICA は、2021 年 3 月に ETG との間で融資契約を締結し、ザンビアとマラウイを対象とした海外投融資事業「南部アフリカ 農業バリューチェーン強化事業」を実施中である。本投融資事業では、Parrogate 社による大豆加工工場の建設を通じた同国の大豆バリューチェーンの強化を目指しており、本事業による技術支援を通じて、大豆農家の生産性向上を支援することは、同投融資事業の開発効果を達成するためにも重要である。

また、本事業は、民間企業に専門家を派遣することにより、公的普及システムとは異なる特性を有する加工業者の農家普及サービスの実態を把握することで、民間普及サービスと連携した JICA の技術協力の新たなアプローチを開発する点でも意義がある。

## 7. 業務の内容

本業務従事者は、Parrogate 社をカウンターパート（以下「C/P」）機関とし、同社の農業技術者、自社普及員（約 100 名程度）、フィールドオフィサー（農家グループから選定されたリード農家）を主要な関係者とする。なお、ザンビア農業省及

<sup>2</sup> “When farmers grow, we grow, too.” のミッションを掲げ、農家への支援や農作物の取引、農業サプライチェーン強化への取組において50年超の歴史を持つ多国籍企業。アフリカを中心に、世界に約50の拠点・販売網を有する。

<sup>3</sup> Parrogate社はETGの一グループ企業であり、ザンビア、マラウイ、ジンバブエにおいて拠点を有する。主に小規模農家との契約を通じた綿の栽培、搾油・精油、及びその他換金作物の栽培、ならびに販売事業を行っている。

<sup>4</sup> 大豆、メイズ、ひまわり、綿花

<sup>5</sup> 支援機関であるEUとParrogate社がおおよそ費用を折半する形となるプロジェクト資金。但し、同資金の用途として、技術者の派遣は対象外であるため、本専門家による同資金の有効活用が期待されている。

び ETG は協力機関となる。輪作を中心とした作物生産体系を念頭に置きつつ、大豆生産に係る適正技術を開発し、普及員と共にフィールドオフィサーや農家に関する技術的指導・助言を行う。大豆生産の能力強化対象として想定する Parrogate 社の契約農家（約 5 万人）は東部州、中央州、南部州に集中し、事業拡大に伴い、今後全体で約 12 万人まで増加する見込みである。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間（2023 年 2 月中旬）

- ① 既存の JICA 報告書、他ドナー報告書、ザンビア政府作成の関連報告書等を参照し、ザンビアの大豆生産環境及び栽培技術の現状と課題を把握する。また、オンラインで Parrogate 社とキックオフミーティングを行い、同社が抱える農家の大豆生産に係る現状と課題を把握・分析する。
- ② JICA 経済開発部及びザンビア事務所と連絡・調整の上、現地における業務内容を整理する。
- ③ ワークプラン（英文）を作成し JICA 経済開発部による確認後、提出する。併せて、ザンビア事務所にもデータを送付する。

(2) 第 1 次現地業務期間（2023 年 2 月下旬～2023 年 4 月上旬）

- ① 現地業務開始時に、JICA ザンビア事務所、C/P 機関にワークプランを提出し、業務計画の承認を得る。
- ② C/P 機関との打ち合わせ（普及員への聞き取りを含む）、対象農家、農業省関連部局、その他大豆バリューチェーンに関わるアクター（民間種子会社、販売・流通業者等）、援助機関（EU、EFF 等）を訪問し、ザンビアにおける大豆生産・販売・流通に関する情報収集を行い、大豆生産性向上・バリューチェーン強化に向けた課題を分析し、そのために必要となる技術を特定する。
- ③ ②の活動を基に、C/P 機関やザンビア政府で使用されている現行の大豆栽培技術マニュアル・普及マニュアルを踏まえ、ザンビアで適用可能な大豆生産性向上のために必要な技術を特定する。
- ④ C/P 機関の普及員に対し、③で特定した技術を基に今期栽培に適用可能な技術指導を行う。
- ⑤ C/P 機関と協議のうえで、本業務で普及・モニタリングの対象とする地域を選定する。
- ⑥ 現地業務完了に際し、現地業務結果報告書（英文）を C/P 機関に提出し、報告する。同報告の際に得られたフィードバックを次回以降の派遣計画に反映する。
- ⑦ JICA ザンビア事務所に現地業務結果報告書（和文・英文）を提出し、現地業務結果を報告の上、次回派遣期間の活動計画等について協議を行う。

- (3) 第1次国内整理期間（2023年4月中旬）  
第1次派遣の現地業務結果報告書（和文・英文）を JICA 経済開発部に提出し、報告する。
- (4) 第2次国内準備期間（2023年4月下旬）  
第2次派遣にかかるワークプラン（英文）を作成、経済開発部による確認後提出する。併せて、ザンビア事務所にもデータを送付する。
- (5) 第2次現地派遣期間（2023年5月上旬～2023年6月上旬）
- ① 現地業務開始時に、JICA ザンビア事務所、C/P 機関にワークプランを提出し、業務計画の承認を得る。
  - ② 対象地域の農家モニタリングを行い、技術指導を受けた普及員の指導状況、及び大豆生産・販売（買取）に係る現状を把握する。本活動と（2）②及び③を踏まえて、農家の技術適用状況・効果も把握の上、大豆生産向上のための適正技術を特定し、技術パッケージ（案）を検討する。
  - ③ ②を踏まえて、C/P 機関との協議を行い、栽培技術マニュアル（ver.1）及び普及マニュアル（ver.1）の作成を支援する。その際、以下の点に留意する。
    - (ア)技術面では、メイズ、綿、ひまわり、大豆の4作物の輪作体系に基づく栽培技術を開発し、栽培技術マニュアルに含める。
    - (イ)普及面では、優良種子の普及に向けた農家への啓発活動を普及マニュアルに含める。
    - (ウ)マニュアル作成にあたっては、今後農業技術者が改訂を行うことを想定し、農業技術者がマニュアルの技術・手法が選定された背景（経緯）を理解できるよう留意のうえ指導を行う。
  - ④ 現地業務完了に際し、現地業務結果報告書（英文）を C/P 機関に提出し、報告を行い、得られたフィードバックを次回以降の派遣計画に反映する。
  - ⑤ JICA ザンビア事務所に現地業務結果報告書（和文・英文）を提出し、現地業務結果を報告の上、次回派遣期間の活動計画等について打ち合わせを行う。
- (6) 第2次国内整理期間（2023年6月中旬～2023年6月下旬）
- ① 第2次派遣で収集した情報を基に、栽培技術マニュアル（ver.1）・普及マニュアル（ver.1）の最終化に向けた留意事項を取りまとめる。
  - ② 第2次派遣の現地業務結果報告書（和文・英文）を JICA 経済開発部に提出し、報告する。
- (7) 第3次国内準備期間（2023年7月下旬）  
第3次派遣にかかるワークプラン（英文）を作成、経済開発部による確認後提出する。併せて、ザンビア事務所にもデータを送付する。

- (8) 第3次現地派遣期間（2023年8月上旬～2023年9月中旬）
- ① 現地業務開始時に、JICA ザンビア事務所、C/P 機関にワークプランを提出し、業務計画の承認を得る。
  - ② 栽培技術マニュアル（ver.1）及び普及マニュアル（ver.1）の最終化支援を行った後、Parrogate 社の農業技術者、普及員、及びフィールドオフィサーを対象とした第1回研修を行う。その際、農業省とも相談のうえ、研修対象地域に存在する州及び郡農業事務所職員（普及員）も研修の対象に含めることを検討する。また、ETG 社の自社普及員についても研修に含めることを検討する。
  - ③ 大豆の種子会社と対象農家のマッチング状況を調査・分析の上、効果的なマッチングについて検討を行い、第1回種子会社・農家マッチングの支援を行う。
  - ④ 現地業務完了に際し、現地業務結果報告書（英文）を C/P 機関に提出し、報告を行い、得られたフィードバックを次回以降の派遣計画に反映する。
  - ⑤ JICA ザンビア事務所に現地業務結果報告書（和文・英文）を提出し、現地業務結果を報告の上、次回派遣期間の活動計画等について打ち合わせを行う。
- (9) 第3次国内整理期間（2023年9月下旬）
- 第3次派遣の現地業務結果報告書（和文・英文）を JICA 経済開発部に提出し、報告する。
- (10) 第4次国内準備期間（2024年3月下旬）
- 第4次派遣にかかるワークプラン（英文）を作成、経済開発部による確認の後提出する。併せて、ザンビア事務所にもデータを送付する。
- (11) 第4次現地派遣期間（2024年4月上旬～2024年5月上旬）
- ① 現地業務開始時に、JICA ザンビア事務所、C/P 機関にワークプランを提出し、業務計画の承認を得る。
  - ② 第2次派遣で策定した栽培技術マニュアル（ver.1）及び普及マニュアル（ver.1）に基づき、普及員が農家に対して行う活動のモニタリングを行い、技術的知見から助言を行う。
  - ③ 大豆バリューチェーン関係者からのヒアリングを行い、ザンビアにおける大豆生産・販売・流通に係る現状と課題について情報を更新する。
  - ④ ②及び③を踏まえて、栽培技術マニュアル（ver.1）及び普及マニュアル（ver.1）の改訂を支援する（各マニュアル ver.2）。農業技術者が主体となって行う改訂作業への助言及び側面支援を行い、本業務終了後も独自にマニュアルを改訂できるように農業技術者の能力強化を図る。
  - ⑤ 現地業務完了に際し、現地業務結果報告書（英文）を C/P 機関に提出し、

報告を行い、得られたフィードバックを次回以降の派遣計画に反映する。

- ⑥ JICA ザンビア事務所に現地業務結果報告書（和文・英文）を提出し、現地業務結果を報告の上、次回派遣期間の活動計画等について協議を行う。

(12) 第4次国内整理期間（2024年5月中旬）

第4次派遣の現地業務結果報告書（和文・英文）を JICA 経済開発部に提出し、報告する。

(13) 第5次国内準備期間（2024年7月下旬）

第5次派遣にかかるワークプラン（英文）を作成、経済開発部による確認後提出する。併せて、ザンビア事務所にもデータを送付する。

(14) 第5次現地派遣期間（2024年8月上旬～2024年9月上旬）

- ① 現地業務開始時に、JICA ザンビア事務所、C/P 機関にワークプランを提出し、業務計画の承認を得る。

- ② 第4次派遣で改訂した栽培技術マニュアル（ver.2）及び普及マニュアル（ver.2）を用いて、Parrogate 社の農業技術者、普及員、及びフィールドオフィサーを対象とした第2回研修を行う。その際、農業省とも相談のうえ、研修対象地域に存在する州及び郡農業事務所職員（普及員）も研修の対象に含めることを検討する。また、ETG 社の自社普及員も研修に含めることを検討する。

- ③ 第3次現地派遣期間に実施した大豆の種子会社と対象農家のマッチングの評価を行い、同評価結果を踏まえ第2回種子会社・農家マッチングの支援を行うと共に、今後のマッチングの際の留意点について取りまとめる。

- ④ 現地業務完了に際し、現地業務結果報告書（英文）を C/P 機関に提出し、報告を行い、得られたフィードバックを次回以降の派遣計画に反映する。

- ⑤ JICA ザンビア事務所に現地業務結果報告書（和文・英文）を提出し、現地業務結果を報告の上、次回派遣期間の活動計画等について協議を行う。

(15) 第5次国内整理期間（2024年9月上旬）

第5次派遣の現地業務結果報告書（和文・英文）を JICA 経済開発部に提出し、報告する。

(16) 第6次国内準備期間（2025年6月上旬）

第6次派遣にかかるワークプラン（英文）を作成、経済開発部による確認後提出する。併せて、ザンビア事務所にもデータを送付する。

(17) 第6次現地派遣期間（2025年6月中旬～2025年7月上旬）

- ① 現地業務開始時に、JICA ザンビア事務所、C/P 機関にワークプランを提出し、業務計画の承認を得る。

- ② 栽培技術マニュアル（ver.2）及び普及マニュアル（ver.2）に基づき、普及員が農家に対して行う活動のモニタリングを行い、技術的知見から助言を



行う。

- ③ ②を踏まえて、栽培技術マニュアル（ver.2）及び普及マニュアル（ver.2）の最終化を支援する。
- ④ 現地業務完了に際し、現地業務結果報告書（英文）を C/P 機関に提出し、報告する。その際、本業務結果を踏まえて、C/P 機関で今後取り組むべき活動についての提言を行う。
- ⑤ JICA ザンビア事務所に現地業務結果報告書（和文・英文）を提出し、報告する。その際、本業務結果を踏まえて、JICA による本分野における今後の協力可能性（案）についての提言を行う。また、公的普及システムと比較した民間普及サービスの特徴、同サービスを強化する支援の切り口、民間普及サービスの強化に向けた農業省の役割と JICA による支援の切り口についても提言を行う。

（18） 第6次国内整理期間（2025年7月中旬）

専門家業務完了報告書（和文）を JICA 経済開発部に提出する。

## 8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

（1） ワークプラン（全体及び各現地業務期間時）

現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容（案）などを記載。

英文3部（JICA 経済開発部、JICA ザンビア事務所、C/P 機関へ各1部）

（2） 現地業務結果報告書

各派遣時及び派遣終了時。和文及び英文。提出部数は以下のとおり。

英文3部（JICA 経済開発部、JICA ザンビア事務所、C/P 機関へ各1部）

和文2部（JICA 経済開発部、JICA ザンビア事務所へ各1部）

ただし、第6次現地業務結果報告書（和文）は専門家業務完了報告書をもって代えることとする。また、第6次現地業務結果報告書（英文）には以下を盛り込み、C/P 及び協力機関への最終報告書として内容を取り纏めることとする。

・ザンビアにおける大豆生産性向上及びバリューチェーン開発に関する提言

（3） 専門家業務完了報告書（和文3部）

2025年7月15日（火）までに提出。

現地業務期間中／国内作業期間中の業務報告書（和文）を、JICA 経済開発部及びザンビア事務所に提出し、報告する。

C/P と協働して作成した大豆栽培技術・普及マニュアルについては各次報告書に参考資料として添付して提出することとする。体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2022年4月-12月追記版）」の「Ⅸ. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等  
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。  
航空経路は、日本⇄ドーハ/ドバイ⇄ルサカを標準とします。
- (2) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費  
PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用等も必要に応じて適宜、見積書に計上ください。

## 10. 特記事項

- (1) 業務日程／執務環境
  - ① 現地業務日程  
「7. 業務の内容」に記載の現地業務期間に応じて提案してください。但し、業務人月の現地分、国内分、渡航回数は2. 契約予定期間等に記載の数値を上限とします。なお、現時点でザンビア入国後の隔離措置はありません。
  - ② 現地での業務体制  
本業務に係る現地業務従事者は本コンサルタントのみです。
  - ③ 便宜供与内容
    - ア) 空港送迎：第1次現地業務の到着時のみ、便宜供与あり
    - イ) 宿舎手配：第1次現地業務の到着時のみ、便宜供与あり
    - ウ) 車両借上げ：あり
    - エ) 通訳備上：なし
    - オ) 現地日程のアレンジ：第1次現地派業務期間開始時における C/P 機関との協議についてのみ、スケジュールアレンジ及び同行を行う。
    - カ) 執務スペースの提供：Parrogate 社より執務スペース提供予定

## (2) 参考資料

- ① 本業務に関連する以下の資料が、JICA 図書館のウェブサイトで公開されています。

・「アフリカ地域 サブサハラアフリカにおける食料安全保障・栄養改善のためのフードバリューチェーン開発に係る情報収集・確認調査ファイナルレポート」

[https://libopac.jica.go.jp/images/report/12357745\\_01.pdf](https://libopac.jica.go.jp/images/report/12357745_01.pdf)

[https://libopac.jica.go.jp/images/report/12357745\\_02.pdf](https://libopac.jica.go.jp/images/report/12357745_02.pdf)

・ザンビア共和国・マラウイ共和国「南部アフリカ 農業バリューチェーン強化事業」(海外投融資・融資) 概要

[南部アフリカ 農業バリューチェーン強化事業 \(jica.go.jp\)](https://www.jica.go.jp/n-south-africa-agriculture-value-chain-strengthening-project)

- ② 本業務に関する以下の資料を JICA 経済開発部農業・農村開発第二グループから配付しますので、edga2@jica.go.jp 宛にご連絡ください。

・ザンビア共和国・マラウイ共和国「南部アフリカ 農業バリューチェーン強化事業」(海外投融資・融資) 事前評価表

- ③ 本契約に関する以下の資料を JICA 調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス ([e-propo@jica.go.jp](mailto:e-propo@jica.go.jp)) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程 (2022 年 4 月 1 日版)」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則 (2022 年 4 月 1 日版)」

イ) 提供依頼メール

・タイトル：「配付依頼：サイバーセキュリティ関連資料」

・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

## (3) その他

- ① 業務実施契約 (単独型) については、単独 (1 名) の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ザンビア事務所などにおいて十分な情報収集を行うと

もに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上